

契約保証金の納入について

標記の件につきまして、市と契約を締結する場合、国分寺市契約事務規則（以下「規則」といいます。）第46条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納入が必要となります。

ただし、規則第46条第2項又は第47条第2項に、市が契約保証金の全部又は一部を免除することができる場合を定めており、この規定に該当する案件は免除の対象となります。規則第46条第2項又は第47条第2項に該当する場合、免除手続きに必要な書類（契約書の写し等）を提出していただくようお願いする場合があります。条項に該当しない場合または書類が提出できない場合につきましては、契約保証金の納入が必要となりますので、速やかに納入してください。

ただし、1,000万円以上の工事請負及び委託については、規則第46条第2項第3号の免除規定は適用されません。さらに、規則第46条第2項に該当していても、案件によっては原則どおり契約保証金を納入していただく場合もあります。

詳しくは案件発注時にお渡しする説明書をご覧くださいか、契約係担当者にお問い合わせください。

記

※契約金額による免除の範囲（規則第46条第2項第7号関係）

1	工事又は製造の請負	200万円未満
2	財産の買入れ	150万円未満
3	物件の借入れ	80万円未満
4	財産の売払い	50万円未満
5	物件の貸付け	30万円未満
6	前各項に掲げるもの以外のもの	100万円未満

※官公庁実績による免除（規則第46条第2項第3号該当）

過去2年間（契約締結日から起算）に国分寺市もしくは国または他の地方公共団体と契約し、かつ履行を完了した同種（上記対象案件の種別）及び同規模（契約金額が本契約の契約金額の8割以上のもの）の契約書の写しが2件分必要となります。

【お問い合わせ先】国分寺市 総務部 契約管財課 契約係

TEL 042-322-8690

FAX 042-327-3030

（契約保証金）

第46条 市長は、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約（国分寺市複数年契約実施要綱（平成19年要綱第16号）に基づく債務負担行為による契約（以下「複数年契約」という。）については、契約期間を保証した履行保証契約であって、契約額を単年度換算し、その額の100分の10以上を保証したものとする。）を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が第5条又は第34条に規定する参加資格を有する者で、過去2箇年の間に本市若しくは国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 物品の買入れ又は物品の賃貸借の契約を締結するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であること又は契約者若しくは契約内容の特殊性により、契約者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 国・地方公共団体その他公法人又は公益的法人と契約を締結するとき。
- (9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条（定義）第2項に規定する特定事業に係る契約を締結する場合において、当該契約の履行を確保するために市長が必要と認める措置が講ぜられているとき。

（契約保証金に代わる担保等）

第47条 第11条から第17条まで及び第26条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第11条中「入札者」とあるのは「契約者」と、第12条中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第17条中「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 契約保証金に代わる担保は、前項で準用する第13条に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条（定義）第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証証書の提出をもってこれに代えることができる。

3 契約者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が適当と認める措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

（契約保証金等の返還）

第47条の2 契約保証金又は代用担保は、国分寺市検査事務規程（昭和50年訓令第18号）の規定による完了検査又は竣工検査に合格した後、返還する。

2 複数年契約については、前項の規定にかかわらず、1会計年度終了ごとに、当該年度分の契約に係る契約保証金又は代用担保を返還することができる。